

## 佐久市自転車等の放置防止に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、自転車等の放置防止及び適正な処理に関し必要な事項を定めることにより、地域の景観の保持と公共の場所の機能の保全を図り、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車等 自転車及び原動機付自転車をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 公共の場所 市が管理する道路、公園その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (6) 放置 公共の場所において、自転車等を利用する者又は所有する者(以下「利用者等」という。)が当該自転車等から離れているため、直ちにこれを移動することができない状態又は自転車等駐車場において、一定の期間当該自転車等が移動されていない状態をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、自転車等の放置防止に関し必要な施策の実施に努めなければならない。

### (市民の責務)

第4条 市民は、自転車等の放置の防止に関する意識を高め、市が実施する自転車等の放置防止に関する施策に協力しなければならない。

### (利用者等の責務)

第5条 利用者等は、自転車等を放置してはならない。

- 2 利用者等は、市が実施する施策に協力しなければならない。

### (自転車等の放置に対する措置)

第6条 市長は、前条第1項の規定に違反して自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を移動するように指導することができる。

- 2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお相当の期間自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、適当な場所に保管することができる。

- 3 市長は、前項の規定により自転車等を撤去するにあたり、当該自転車等が支柱その他の工作物等にチェーン等で連結されている場合は、当該チェーン等を撤去に必要な限度において除去することができる。この場合、当該チェーン等の所有者に生じた損害について、市はその責めを負わない。
- 4 市長は、第2項の規定により自転車等を保管したときは、当該自転車等を利用者等に返還するため必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該自転車等が明らかにその機能を喪失していると認められるときは、この限りでない。
- 5 市長は、第2項の規定により保管した自転車等につき相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合は、当該自転車等を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。